

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤田正純

### 徳島県条例第四十三号

国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行条例（平成二十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削り、同条第二項中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第十条、第十一条、第十三条及び第十四条中「算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた」を削る。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。